

監査結果に係る措置通知書

<p>若林区 太白区</p>	
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p>(1) 共同溝及び占用物件の管理に要する費用の負担金等の徴収事務について</p> <p>共同溝及び占用物件の管理に要する費用並びに共同溝附帯設備に係る電気料金は、仙台市共同溝管理規程（平成8年3月29日建設局長決裁）に定めるところにより、これを道路管理者である区長及び占用者がそれぞれ負担することとされており、区長がその負担金を各占用者から徴収するものとされている。</p> <p>ところが、若林区道路課においては、共同溝の管理に要する費用の負担金を算定する際に、二重に消費税を加算し負担金を徴収していた。</p> <p>また、若林区道路課及び太白区道路課においては、共同溝附帯設備の電気料金に係る負担金を算定する際に、各占用者の毎月の電気使用量に基づき1年分を計上すべきところ、3月分を計上せずに負担金を徴収していた。</p> <p>負担金の算定に当たっては、関係規程に則り、適正な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>建設局道路管理課等と協議の上、今後、負担金の算定に当たっては二重に消費税を加算することのないよう新たに作成した各区共通の計算シートを用いることや、電気料金については前年度3月分から当年度2月分までの12か月分をもって当年度の電気料金として取り扱うことを確認した。</p> <p>上記の内容を仙台市共同溝管理規程の運用として定め、建設局道路管理課において令和2年3月10日付で通知した。</p> <p>また、計算シートへのデータ入力時にはチェックシートによる確認を行うとともに、担当者以外の職員によるダブルチェックを徹底することとした。</p> <p>若林区道路課及び太白区道路課では、以上の改善措置に基づき適切に事務処理を行うことを課内に周知徹底した。</p> <p>なお、過大に徴収した負担金については還付加算金を付して占用者へ返還し、電気料金に係る負担金の未請求部分については既に納付がなされている。</p> <p>課内への周知日 令和2年3月13日（太白区） 令和2年3月16日（若林区）</p>